

突が多く喧嘩に慣れていないとする。大衆が上町と下町に別れて喧嘩するのが大きくて、3、4回、大喧嘩にあったことがある。半鐘事件も大きな喧嘩であり、警察の取締が間違っていたと評している。なぜならば、当時の警察署長が、青森のねぶたを取り締まつた経験があるといい、弘前のねぶたも似たようなものだろう、と考えたからだめだったのだという。座談会メンバーのなかには元刑事がおり、大喧嘩は刑事時代に経験したといい、そのときの取締は署長の方針で決まったという。そして警察としては、ねぶた喧嘩には手がつけられないのかまわないのであるのだが、大衆が方々に散在して騒ぎ回り、近所の家から電話が来るから取締にいくのだという。10人捕まると7人は郡部の者である。最近の喧嘩は卑怯だ。昔の喧嘩は逃げる奴や倒れた者には手をつけない。一太刀あびせるとさっと引く足も早かった。いまの喧嘩も早い、刑事が出動していくと反対方向でやっている。100人喧嘩士が集まるとそのなかで喧嘩するのは2、3名だ、一番先に来るのは怖くない、2番目に竹槍ではなく短いものをもってくる人が怖いという(弘前新聞 S9.8.13・14)。また郷土史家で、ねぶた審査委員の中村良之進は、扇燈籠は組ねぶたの後にできたのではないかとかとし、喧嘩後にすぐに作れるから喧嘩が盛んになってからできたのではないかとしている。またねぶた喧嘩については取締上、喧嘩の場所を定めたらどうか、とコメントしている(弘前新聞 S9.8.14)。そして前述の北辰堂襲撃事件や、明治32年(1899)のねぶた運行時期に、弘前を訪れていた政治家星亨が襲撃された事件についても語っている(弘前新聞 S9.8.16)

そして8月13日も、和徳町をはさんで上町、下町が対峙し、喧嘩を始めようとしたが弘前署員に追い散らされ、和徳村の25歳男ほか2名が公安を害する者として検束された(弘前新聞 S9.8.15)。

この他にもねぶたは喧嘩だけではなく、津軽の人々が政府に対して反対を表明する際のシンボルとしても活用された。例えば昭和10年(1935)、帝国議会へ米穀自治管理案が提出された。これは、すでに適用されている米穀統制法の統制をさらに強めて、米穀業者の生計を脅かす死活問題だとされ、各地の米穀業者の間に反対運動が広がった。その際、弘前管内の米穀業者代業30余名も、反対を表明するため「津軽精神を表徴したねぶた」(4尺大で日本武尊の絵を描いた扇燈籠)をかついで上京しようとしている。しかし、その事前情報を得た弘前警察書では、2月1日午後1時、3名外委員20余名を同署へ集めて、今回の全国大会には2、3名で上京すること、上京する代表者を事前に知らせてほしい旨を通達した。これに対して弘前米穀商組合代表は、今回は青森県米穀商連合会の意思で動いているので、弘前米穀商組合だけでは決定できないが、弘前署長の意思を尊重するとの発表した(弘前新聞 S10.2.2)。さらに、三上弘前警察署長は、30人もいかなくとも代表2、3人でその意は通じるから大挙していかぬよう、不穩にならないよう注意し、ねぶた本体を預かった(弘前新聞 S10.2.2)。

そして同10年(1935)のねぶたについて、弘前警察署では、秩父宮来弘を前に、遗漏無き準備に懸命だった。そのなかで年中行事のねぶたと盆踊りをいかに取締り、いかに制限すべきかについて、7月21日、22日頃、市内各火防衛生組合長、消防幹部、青年分団長を招いて協議することになった。ねぶたは皇族の来弘の前に終わり、盆踊りは来弘直前なので、適当な取締りをするという(東奥日報 S10.7.18)。

そしてねぶた喧嘩防止対策として、新たな自警団「新選組」が結成された。今年のねぶたは7月30日(旧7月1日)から8月5日(旧7月5日)まで、毎夜午後11時半を限度として運行することになったが、弘前署では7月29日午後7時半から、同署楼上に署員集合のうえ、ねぶた運行に関する協議をした。ねぶたで金銭物品の請求をすることや、7日目にあたる8月5日(旧7月7日)早朝からのねぶた運行を禁じることになったが、今年はねぶた喧嘩を特に厳重に取り締まるという。弘前署では、木立署長を陣頭に、対策警備隊の組織である消防組の配置に腐心した。また弘前署「新選組」の若手巡査組は、ねぶた期間中無事に警戒を終了すべく「腕を擦っている」という(弘前新聞 S10.7.21)。

例年ねぶた喧嘩が頻発する場所も、弘前市内の都市開発で少しづつ変化していった。弘前では坂が多く、そのなかでも急な坂のひとつである、郵便局前から鍛冶町、山道町に通じる本町坂は、ねぶた喧嘩の激戦地となることが多かったが、昨今の道路舗装工事で道幅を広くし、勾配も崩されて、郵便局前から鍛冶町まで緩やかになり、玉石を入れて地盤を固めて舗装道路になる予定だという。かつてこの坂は上町、下町の喧嘩の顔合わせ場所だったが、ほとんど昔の面影が残っていないという(東奥日報 S10.7.30)。

ねぶた第2日目は雑踏で町が賑わった。弘前署では、7月31日午前3時まで新選組を総動員して市内各方面の警備にあたったが、警戒網を抜けて上町組が集まり、金魚ねぶたを陣頭にして同志を糾合したが大事にならずに終わった。第3日目、ねぶた喧嘩は上町、下町の各組が互いに伝令を飛ばして呼応しあい、北横町方面にも野次馬が寄り合つたが、弘前署の木立署長以下の新選組隊員の厳重な警戒に阻まれて無事に終わった(弘前新聞 S10.8.3)。弘前署では第4日目から、当番・非番にかかわらず市内の巡回および村落駐在巡回も招集して、本格的に取締するという(弘前新聞 S10.8.3)。

そして、ねぶた喧嘩のリーダー格である「喧嘩師」が逮捕された。3日夜、ねぶた運行で賑わった弘前市内で、泥酔して見物人に突き当たったり、制服巡査に喧嘩をふきかけようとする不心得者があったので、4日午前1時10分頃弘前署員が検挙した。この男は、昨年のねぶた喧嘩で中心格となった者で、通称「満州虎」、実名はHという人物であることが判明したので、ねぶた期間中、検束を続けることとなった。ねぶた喧嘩発生の噂がり、2日夜も一部で小競り合いがあったので、弘前署では3日夜から厳重警戒することとなった(東奥日報 S10.8.4)。

5日目の夜は、ねぶたの連合運行第2日目であり最終日だったので大賑わいだったという。初日から繰り出した仲町北辰堂道場の青年達が、稽古着、黒袴、向こう鉢巻きで撃劍気合もどきの掛け声を出し、老人達に往時のねぶた騒ぎを偲ばせたという(東奥日報 S10.8.5)。またこの日も、今年度のねぶたの最後を飾ろうと上町、下町の各組は伝令を飛ばして盛んに暗躍し続けたが、弘前警察署員の警戒陣に阻まれて事なく終わった(弘前新聞 S10.8.6)。

そして同10年(1935)から、皇族による弘前ねぶたの台覧が行われるようになる。秩父宮が弘前歩兵隊第三十一連隊第三大隊長宮殿下として赴任したため、津軽の象徴であるねぶたをご覧いただこうというものであった。同10年(1935)は9月14日夜に、ねぶた台覧のため「ネブタ運行上の注意」から抜粋して説明があった。それによると「一、総て運行上に関する行動は指揮者の命を厳守すること、一、整列順序も指揮者の命を守ること、一、ネブタ運行に従事するもの、服装は乱暴又は見苦しからざる様精に注意すること、一、頭冠は堅く禁ず鉢巻は後方に結ぶこと、一、綱引の子供は女児を使用せざること、一、笛太鼓の囃も可成從来本市に於て使用せる所謂弘前特有のものを用ひられたし、一、棍棒の携帯は堅く禁ず」とあった。秩父宮と勢津子妃を迎えるため、特に津軽男児の息をシンボライズするねぶたの運行を台覧に供す予定だという(弘前新聞 S10.9.11、S10.9.14)。その際、新聞社では、ねぶた喧嘩の起源として「ねぶた運行の競争が高じて、殺伐とした氣風を生じ、互いに道を譲らず、押し合い、揉み合いして去ることを楽しみとして、特に士族の二、三男は「喧嘩ねぶた」と称して、生首の絵を一面に書いた扇燈籠を先頭に木刀棍棒を忍ばせて闘争し、藩当局も闘志保持の政策からこれを黙認したため、年ごとに増長して真剣や竹槍を用いて死傷者を出すようになった。この傾向は4、5年前まで続いたものである」と説明している(弘前新聞 S10.9.15)。

昭和11年(1936)8月も、皇族によるねぶたの台覧があった。8月18日、弘前市役所はねぶた運行に関する希望事項を印刷し、各町へ配布した。それは、ねぶたは正面に町名を表示すること、ねぶたの人形や見送りの説明書を市に提出すること、台覧時の礼法や服装、運行の囃子は近年の変調のものではなく古来のものを使うこと、行列の順序等は、弘前警察署長および市役所外関係者と協議すること等であった(東奥日報 S11.8.19、弘前新聞 S11.8.19)。このように皇族台覧に伴い、ねぶた運行に関する様々な規則が再整理された。

一方、通常のねぶた運行も8月17日(旧7月1日)から始まり、賑わいを見せたが、例年通り弘前署でも喧嘩防止の協議を行った(弘前新聞 S11.8.19)。また8月25日9時頃、上町と下町の大部隊が新鍛冶町で対峙、ついに交戦となり、下町軍が敗退したが、双方に多少の軽傷者が出てた。さらに、山下町で喧嘩の助勢をしようと街灯を消していく電柱から下りたところ巡査に捕まった青年がいた(東奥日報 T11.8.27)。

5 戦時下によるねぶたの中止へ

ねぶたは海外においても津軽の文化を示すシンボルだった、東奥日報では「元気な青森県人会 共匪を前にして佞武多の運行 佳木斯の満人や他県人も吃驚」の見出しが、満州国三江省佳木斯で歯科医を開業している弘前出身の男が、現地でねぶた運行を実施した写真を掲載した(東奥日報 S11.9.20)。

昭和12年(1937)。弘前出身で、幼い頃から喧嘩が強く名代の暴れ者だった高名な日本画家野沢如洋が、故郷の郷土史家中村良之進氏を訪問し、少年時代に野沢から中村氏へ送られ、今まで保存していたねぶた喧嘩の果たし合いを見せられて両氏とも感無量だったという(弘前新聞 S12.6.12)。当時のねぶた喧嘩の習俗を物語るエピソードとして興味深い。

同12年(1937)7月7日、中国で盧溝橋事件が発生し、8日には日中戦争(日華事変)が勃発した。そのため、8月6日(旧7月1日)から始まる予定だった弘前のねぶたも、切迫した北支(現 中国華北地方)の状態から今年は取り止めになるらしいと報じられた。米沢弘前警察署長は、開港40周年にあたる青森市も「港祭り(ねぶた祭)」を中止する話が出ているから、弘前市でも本年は、半ばお祭り騒ぎ的な要素を含むねぶたは中止してはどうかと、非公式に同市各町内総代連の意向を打診申し、大部分は賛成したという。重ねて、時節柄お祭り騒ぎは慎むべきだと思うし、ねぶたが無いからといって出征軍人遺族の慰問、銃後の護りなど、津軽っ子の意気を見せるところはたくさんある。しかしこれは警察の権限で中止するのではない、時局理解によることだ。いずれ出願件数がぐっと減るものと確信していると、署長の顔写真入りでコメントを発表した(東奥日報 S12.7.31)。

しかしすでに弘前市付近では、各方面でねぶた製作の話が出ており、8月3日、トップをきって、弘前署に中郡大浦村の男性から、高さが台上より7尺の扇燈籠運行の出願があった(東奥日報 S12.8.5)。それでも影響はあったのか、例年のナヌカビは、早朝からねぶた流しで岩木川原や弘前市中が大賑わいとなるものだが、今年は北支事変(日中戦争)の勃発で、市民が自発的にねぶた運行を中止したため、子供達による小さなねぶただけでも寂しいという(弘前新聞 S12.8.13)。

そのようななか、市民がねぶたを活用した国防献金が続出する。まずは、弘前市富田桜林町少年団の小学校1年生から6年生までの9名が、小遣い錢を出し合ってねぶたを作つて3日間運行したところ、4円83錢の寄付金が集まつたので、これを国防献金することになり、8月12日午前9時一同そろつて弘前署へ出頭し献金した。同署は大喜びで、これを師団司令部へ送つた(弘前新聞 S12.8.13)。「举国一致、支那軍膺(よう)懲の声は軍都弘前と管内一円に満ちあふれ、銃後の守りはいよいよ固く」とあり、8月13日早朝から国防献金の連打に師団司令部は感激したといふ。そして師団当局の開門を待つて市内新緒町少年団有志が、ねぶたで集めた10円を献金したのを最初に、続いて富田少年団有志がねぶたで集めた金15円60錢を献金したので、師団当局は感激した。まもなく、市内代官町の食堂の所旧らが4円を献金、次いで左官組合、豊田村外崎小学校生徒一同、柏木町大坊青年学校3年生、弘前東北織物会社従業員、中郡千年役場吏員、松森町の個人、弘前駅第2区納税組合、黒石町旧友会、常盤村部落民一同、無名氏と国防献金が続いた。弘前新聞は「これら之心強い銃後の赤心には全く涙ぐましいものがある」と評した(弘前新聞 S12.8.14)。

昭和13年(1938)、日中戦争の時局から弘前警察署がねぶたを中止とした。ねぶたは、例年なら27日から1週間にわたつて盛大に行われる風物詩だが「今年は事変のため、大陸で我らが有志が、猛暑のなか銃をとり、銃後は各部門を動員して忍苦を続けているときにねぶた騒ぎでもあるまい」と、弘前署では断乎運行を許可しないとした。署長は「ねぶたはかねがね考えていてことだが、断乎許可しないことに決定し、各駐在にも申し伝えておいた。この時局にねぶた騒ぎもできない、ねぶたを製作する余裕と金があるならば、金は国防献金し、銃後の努力奉仕をしてほしい。しかし娯楽を全く除くことは考慮の余地があるので、盆踊りは廃止せず、経済的でもありむしろ奨励したい」と語つた(東奥日報 S13.7.22)。旧暦7月7日、いわゆる最終日のナヌカビを迎えた2日の弘前地方は、例年ならば「ねぶたコ流れろ」と声と太鼓の音が早朝から響き渡つて市民の目を覚ますのだが、今年は時局柄、ねぶた祭が中止となつたので、いささか淋しい朝だったといふ。例年、先祖の靈魂を祀る日なので、寺院街である新寺町、森町あたりは、朝から桔梗花を手にして墓参りの老若男女で賑わう旧盆の始まりとなつたといふ。(東奥日報 S13.8.3)

このようにねぶたは弘前では中止されたが、戦地では活用された。弘前市出身の医師が、郷土色豊かなねぶた祭やお山参詣の囃子で、大陸に活躍中の郷土将兵を慰問した(弘前新聞 S14.11.26)。

6まとめにかえて

近代初期の新聞が報じた、弘前のねぶた喧嘩と社会の変化について概観する。

近世のねぶたの「喧嘩口論」から続く近代の弘前市におけるねぶた喧嘩は、青森県や弘前警察署にとって野蛮な習俗であり、取締りの対象であった。取締りの方法は時代によって変化したが、基本的にはねぶた祭の前に、弘前警察署長が、各ねぶたや各町内の重立や消防団等の関係各団体を集めて取締り方針を協議すること、ねぶた運行中に市街各要所に警官や憲兵達を配置して警戒線を張つて違反者や騒動に対応すること、喧嘩が頻発する場所には照明を設置すること、警察の監督下における連合運行を実施すること等であった。

しかし弘前市民の一部では、ねぶた行事が城下町以来の尚武精神を表すものであり、その発露としてねぶた喧嘩が発生するもので、それは武士に由来する習俗である、という認識が強く、そのことが「淫猥の風」があるとした青森のねぶたとの決定的な差異である、という観念も強かつた。またねぶた行事の盛り上がりは露天商人等の利益にもつながるものだった。よつて警察によるねぶたの取締り、なかでもねぶた喧嘩の防止および根絶は困難を極めた。このような近世以来の習俗と近代社会の相克は警察だけではなく、長く市民をも悩ます葛藤となつた。よつて警察は、ねぶた行事そのものは地域の特色、慣習として認めながらも、青森県内の代表的都市として各郡の模範地になるよう、風俗矯正に注意してほしいとしたうえで、喧嘩や金銭強要だけを取り締まる方針とした。それは大正・昭和期まで継続する基本姿勢となつた。

弘前市は、明治20年代から急速に近代都市へと変貌しあげた。その活気を反映してか、ねぶた喧嘩は活発化し、10代から40代前半までの市民や周辺村落の住民に加えて「野次馬連」による騒動も増えていった。すなわち、ねぶたは、地域住民だけではなく、不特定多数の人々が自由に参加する、現代のような都市型の祭礼化が進んでいたのだろう。その後、ねぶたの行事は年毎の景気の変動で盛衰を繰り返したが、やがて、弘前市民が「割拠的部内的精神」であ

った従来のねぶたについて、地域の外、特に国際的視点から見つめ直して意識転換せよ、という見解が出てくる。おそらくその背景には、明治末期から大正期にかけての弘前市民が、日露戦争や、明治・大正の改元とともに大喪や皇族のねぶた台覧、旧藩主薨去による謹慎、戦争に向けて緊迫する日米関係等の国家的なイベントを連続して経験したからではないだろうか。そしてそれは社会情勢や国際情勢を理由に、何度かねぶたの自粛や中止を訴えていた当時の警察の取締り方針にも沿うものであった。さらに弘前商工会では、ねぶたを美術的観念から価値付けて観光に資する存在にするため、ねぶたの審査を導入する。なお、これは後にねぶた本体の意匠だけではなく、ねぶた行事全体をひとつの趣旨へとまとめていく装置にもなっていく¹⁰⁾。

一方で大正初期の弘前警察は、従来の取締り体制を緩和し「市民各自の自警の精神」にゆだねたが、大正 11 年(1922)の半鐘事件を招いてしまったため、その後は、市内外から巡回を総動員したうえに小隊と分隊を結成し、自警団も設立し、市街の喧嘩防止照明灯を増やすなど警備体制の強化を図っていった。また喧嘩防止を喚起するビラを各戸へ配布した。そのためか、ねぶた喧嘩の多くが未然に防止されたり鎮圧されるようになり、騒動は小規模化していった。それに合わせて昭和の不景気によってねぶた行事が下火になり、さらに昭和 12 年(1937)、日中戦争の勃発で、弘前のねぶたも青森のねぶたも「時局理解」のため中止されたため、市中における大規模なねぶた喧嘩も消滅した。同じ頃、近世から近代を通じて、違反行為を繰り返して官公署から取締りの対象となってきたねぶたは、「国防献金」という形で国家体制へ積極的に協力する存在となった。このあと、弘前のねぶたは、昭和 19 年(1944)に戦意昂揚のため一時的に復活するが、本格的に再開するのは第二次世界大戦後となる。

このように、弘前市特有の野蛮な習俗であり根絶しがたい、とされていたねぶた喧嘩の習俗は、明治後期から弘前市が近代都市へと変化していくことになると、新しい近代の論理が市民間に浸透していったことを基盤に、大正後期からの弘前警察署による警備体制強化や昭和の不景気も加わって急速に衰退し、昭和初期の戦時体制化とねぶた中止命令で半ば強制的に消滅したのである。しかし第二次世界大戦後も、弘前市以外にも津軽各地では、未だに小規模なねぶた喧嘩が継続して発生し、各新聞で報道されており、聞き取り調査でも採録している¹¹⁾。一方で戦後の弘前市内では、戦前のねぶた喧嘩のエピソードが伝承として活用され、その後のねぶた行事の形成に様々な影響を与えた。それらの報告と分析については稿を改めたい。

《注》

- 1) 拙論 2017「『伝統』の希求と創出—青森県津軽地方のねぶた喧嘩習俗を事例として—」(国立歴史民俗博物館編 2017『同研究報告 第 205 集 [共同研究] 民俗儀礼の変容に関する資料論的研究』同館)
- 2) 「東奥日報」(弘前市立図書館蔵)は明治 21 年(1888)創刊、現在に至る。
- 3) 「弘前新聞」(弘前市立図書館蔵)は明治 30 年(1897)創刊、昭和 16 年(1941)に東奥日報へ統合(津幡敬正・工藤晃編 1988『東奥日報百年史』東奥日報社、p 300~302)。
- 4) 1882 年 8 月 2 日「ねぶた取締規則」(青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代 1 近代成立期の青森県』青森県、2002 年、p 112)
- 5) 前掲拙論(1)p219
- 6) 山上笙介 1985『青森県市町村史 4 弘前市史 下』津軽書房、p 84~90、94~98)。
- 7) 1922 年 8 月 28 日「東京朝日新聞」記事「警官抜剣して大喧嘩に割り込む 弘前佞武多の椿事」(青森県史編さん近現代部会編『青森県史 資料編 近現代 3 「大国」と「東北」の中の青森県』青森県、2004 年、p734)
- 8) 2017 年、五所川原市太字長富字鎧石在住の太田昭人氏(昭和 7 年(1932)生)から論者聞き取り
- 9) 2007 年、弘前市在住の故蘭繁之氏(大正 9 年(1920)生)から論者聞き取り、前掲拙論(1) p 224
- 10) 拙論 2008「争うネブタの伝承—青森県津軽地方のケンカネブター」(長谷川誠一監修・河西英通・脇野博編『北方社会史の視座 歴史・文化・生活 第 3 卷』清文堂出版、p 202~204)
- 11) 拙論 2008「うろつくネブター青森県津軽地方のケンカネブター」(青森県民俗の会『青森県の民俗 第 8 号』同会)